

（午後2時45分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）こんにちは。よろしくお願いたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。今回は3項目です。

まず一つ目。高過ぎる国民健康保険税の負担軽減を。

日本共産党橋本市委員会では、橋本市のまちづくり「市民アンケート2022」を行いました。市政に最も望むものを三つ選んでもらったところ、一番多かったのが介護保険料の引下げ、2番目が上下水道料金の引下げ、3番目が国民健康保険税の引下げでした。

国民健康保険税は毎年値上げをしています。今お配りしました資料は、日本共産党県議団が作成したものです。このモデルケース1から4の令和3年度と令和4年度の比較、そしてまた、県内の30市町村の値が書いてある表です。これを見ますと、夫婦40歳代・子ども中1・高1の4人世帯、所得200万円、妻の収入ゼロの場合、この場合は2割軽減世帯なんですけれども、橋本市では1万7,100円の値上げ。夫婦70歳代・所得80万円、妻の収入ゼロ、5割軽減世帯になるんですけれども、この場合は4,000円の値上げ。単身世帯70歳代、所得ゼロ円、7割軽減世帯の場合、500円の値上げ。単身世帯70歳代、所得100万円、軽減なし世帯の場合は5,000円の値上げになっています。

また、各モデルケースの一番下を見ていただいたら、県の平均の値が書いてあるんですけれ

ども、それと比べますと、橋本市は県平均よりも高くなっています。

帝国データバンクの調査によりますと、食品の値上げが8月に2,431品目、9月以降の値上げ予定は8,043品目だということです。生活必需品の値上げが加速している中、県の示す標準保険料率に合わすだけではなく、市独自の軽減策をつくり、負担を軽くするべきではありませんか。

2項目めに移ります。2項目めは、可燃ごみ収集を週2回にです。

先ほども紹介しました市民アンケートで4番目に多かったのが、夏場のごみ週2回収集でした。寄せられた声を紹介します。「夏場もごみ収集が1回など、最悪の市政です（柱本小学校区、60代）」、「夏の収集、週1回になった理由が全く理解できない。市民の健康や環境を何と思っているのか（城山小学校区、70代）」、「ごみ収集を週2回にお願いしたい（橋本小学校区、50代）」、「ごみ週2回収集（境原小学校区、20代）」など、今年から週1回になった地域だけでなく、また様々な年代から、ごみの収集を週2回にという声が上がっています。週2回のごみ収集は復活すべきではないですか。

三点目は、旧統一協会との関係についてです。統一教会は、文鮮明が1954年、韓国ソウルで設立し、1958年に日本に入ってきました。1964年に東京都知事認証の宗教法人になりました。正式名称は、世界基督教統一神霊協会です。2015年に世界平和統一家庭連合に名前を変えました。日本共産党は、正式名称の略称の統一協会、協会の協は協力の協を使用しています。よく字が違うんじゃないかと言われるんですけれども、こういう理由からです。

旧統一協会は、霊感商法や集団結婚など、甚

大な社会的被害を与えてきました。国政だけでなく、地方自治体との関係も問題になってきています。旧統一協会が関わる様々なイベントや講演会などに地方自治体が参加、関与することはお墨つきを与え、被害を拡大させることにつながるおそれがあります。

1、橋本市は旧統一協会に対してどのように認識されていますか。

2、橋本市が旧統一協会や関連団体の行事へ後援や協賛、メッセージを送る、市長や当局者があいさつに出向くということは、これまでにありませんでしたか。

3、旧統一協会や関連団体が学校や地域の様々な取組に参加していることが報道されています。橋本市でもそういうことはないのかという不安の声が寄せられています。市民の不安を払拭するために、可能な限り調査し、結果を公表してはどうですか。

以上です。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君の質問項目1、高過ぎる国民健康保険税の負担軽減をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）高過ぎる国民健康保険税の負担軽減をについてお答えします。

国民健康保険は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、保険給付等に要する費用を被保険者の負担能力と受益の程度に応じて負担する保険税によって賄うことを基本としていることから、市町村においては、国民健康保険法や地方税法に基づき、世帯の負担能力に応じて賦課する所得割と受益の程度に応じて賦課する被保険者均等割と世帯平等割との合計によって算定することと定められています。

現在、本市では、平成30年1月に策定された和歌山県国民健康保険運営方針に基づき、令和9年に国保税の県下統一保険料率導入に向け

て、令和2年度から計画的に毎年税率を改定する中、急激な値上げにならないよう、国民健康保険事業基金を有効活用し、激変緩和措置を講じています。

令和4年度の国民健康保険税額について、和歌山県が県内市町村の賦課状況を調査したところ、本市の一人当たりの課税額は8万5,922円で、県平均の一人当たりの課税額9万820円より4,898円低くなっています。この結果、一人当たりの課税額は、安い順から数えて30市町村中13位となっています。

議員おただしの生活必需品の値上げが加速している中、県の示す標準保険料率に合わせるだけでなく、市独自の軽減策をつくり、負担を軽くするべきについては、現行の国民健康保険制度では、本市独自の軽減策を実施した場合に必要な財源は、他の被保険者に転嫁するか、国民健康保険事業基金で賄うことになります。国保財政は毎年基金を充当しながら運営しており、さらに独自軽減分に充当し、軽減措置を行うことは難しいと考えます。

市としては、物価上昇等による市民生活への支援は国民健康保険の加入者だけでなく、国が責任を持って幅広く国民全体に対する支援で対応すべきと考えます。

国民健康保険の保険者である本市としては、安定した国民健康保険制度の運営を維持するため、全国市長会とも連携しながら、国民健康保険加入者へのさらなる軽減措置の充実や国保財政の安定化に向けた追加支援について要望してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君、再質問ありますか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）まず、今のご答弁で、一人当たりの課税額が県平均よりも低いというふうにご答弁がありました。6月議会でもこの

国民健康保険については質問をしたんですけども、そのとき、約57.6%の世帯が軽減措置を受けているということでした。それぞれのモデルケースで計算した場合と全体をした場合では、やはりそれぞれの市町村のどういう方が加入されているか。人数構成とか、軽減措置をどれだけ受けているかとかで変わってくると思うので、県平均よりも低いということは、橋本市は所得の低い人が平均よりも多いということにつながるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のおただしにお答えします。

市町村で確かに人数構成、年齢、それから医療費水準とかも違いますし、世帯構成も違いますので、一概に平均して、その金額で市民の所得が低いというところについては判定はちょっとしかねるところでございます。ただ、国民健康保険全体の加入者としては、低所得者が多い、高齢者が多いというところを踏まえますと、やはり所得的には低い方が多いというふうには感じておるところです。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）先ほどお配りしたこの令和3年度と令和4年度の保険税、保険料の一覧があるんですけども、今、県全体としては令和9年度に統一保険税に合わせるという目標の下に動いているわけですけども、各自治体ではそれぞれいろいろな取組をされていると思うんです。これを見ましたら、令和3年度と令和4年度を比べて、値上げをしてあるのが30のうち15自治体、変わってないのが14自治体、一つ、紀の川市が値下げをしています。そういう形でいろいろと各自治体、取組方が違うと思うんですけども、そういう中で橋本市は基金を使いながら、急激に上がらないように努めておられる。そのことは十分理解はしているんで

すけれども、これから令和9年度に向かって毎年毎年値上げをする。なおかつ今、物価も上がってきているし、年金に関してはむしろ下がっている。今年も年金額は下がったんですけど、そういう中で基金もそんなに残っていないし、それだけで毎年毎年の値上げをしていくということは、本当に国民健康保険に加入されている人にとっては、生活を圧迫させるということにつながる、何とかしなければならぬんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

確かに、現状物価のほうはかなりの上昇を見ている中で、さらに加えて、本市の国民健康保険税の値上げというところが追い打ちをかけているというご質問ですけども、うちのほうでも基金のほう、過去に積み上げた基金を県が示す標準保険料率に向かうために、数年間をかけて合わせていくという当初の方針があります。これは県からの納付金を払うために、やむを得ず課税をする中で基金を有効活用しつつ、急激な値上げにならないようにという、議員おっしゃっていただいたとおりのことです。

先ほどのモデルケースの事例で言いますと、例えば本市の中では資産割は既に廃止しておりますけれども、一部の市町村、まだ多くの市町村ですけども、資産割というのは残っております。この資産割については、統一保険料を導入したときは全廃することになっていきますので、例えばこのモデルケースの中で算出された分については、資産割は入れてない市町村もあり、資産割を導入している市町村は、その資産割を入れることによって所得割が低く抑えることができますので、結果的に保険料率が、このモデルケースで言うと安くなる場合もございます。

様々な世帯の状況、それから保険者による資産割の適用、不適用のところがございますので、この保険料をもって全ての市町村の平均ではないというところと、それから和歌山市のように被保険者の、県内で言うと約半数を占めるところ、また北山村のような小さな、被保険者の少ない自治体もございます。そうしたところを一律に平均保険料としてみなすところについては、若干の難しい部分もあるのかなというふうに思っています。

令和9年度に県下統一に向けてする中で、本市としてはできるだけ市民の方に負担をかけないように、実際はかけているとは認識しておりますけれども、基金の有効活用、激変緩和をしながら、保険料を決定していきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）今ご説明がありましたように、確かにモデルケースのこれは、資産割はゼロとして計算されていて、実際には資産割を取っているところもあるので、そのことでいえば実際の平均値は違って来るかもしれません。それはそうかもしれません。けども、今市民に負担をかけていると認識しているというふうにおっしゃっていただいたので、そこはよかったなというふうに思います。

実際に、先ほどの夫婦40歳代・子ども中1・高1の4人世帯、所得200万円の場合で言いましたら、この世帯は2割軽減世帯にはなるんですけども、年間34万1,800円の橋本市ではこの保険税になります。所得なので収入でいえば、ちょっと計算は間違っているかもしれないけれども、だいたい270万円から275万円の収入の世帯であるかなというふうに思うんです。1か月22.5万円から22.9万円。結局、1.5か月分の国保税がかかっているということになります。これはモデルケースですけども、実際に所得

が少ない中で1.5か月分も国保税を払わなければいけないということでは、さらにということですけど、もう一度の確認なんですけど、本当に国保というのは市民にとって負担が大きいと思いませんか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）議員おただしのとおりでございます。40歳の夫婦といたしますと、国民健康保険税のほかには国民年金も併せて掛けていく必要がございます。国民年金もざっと十五、六万円かかるというところであれば、さらに30万円の納付義務が発生してくるというところなんです。国民健康保険については納税相談とか、いろんな形で減免するところまではいかないかもしれませんが、納付相談等をしていただいて、納付に向けての努力といたしますか、お願いをするしかうちのほうはございません。こういったのはやはり国保の特有の事情としては、年齢が高く医療費が高いというところがありますので、本市としては国のほうにさらなる支援を要求していくというところでは努めています。

また、最終医療費が高くなる一つの原因としては、やはり市民の方が医療へかかっているというところがありますので、また別枠で健康増進にも力を入れていって、医療費のつながらない健康なご家庭を築いていただくというところも一つの目標としておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）橋本市には条例減免の制度があります。それは収入が大幅に減ったとか、そういう形の場合ですけども、その中に、もうちょっと条件を変えとかして、条例減免の項目を増やすということも考えていくべきではないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）条例減免につきましては、あくまで税の公平性を鑑みた上でのやむを得ない措置ということで、条例減免のほうを設けております。一概にその条例減免を幅広く適用するということは慎重に審議していく必要がありますが、条例減免につきましても、引き続き注視しながら、他の市町村も注視しながらしていきませんが、すぐにこれを適用して減免しますというところまでは至らないのが現状です。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）でも、検討していただきたいというところで、ここの項目は終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、可燃ごみ収集を週2回にに対する答弁を求めます。  
水道環境部長。

〔水道環境部長（下楠朋之君）登壇〕

○水道環境部長（下楠朋之君）可燃ごみ収集を週2回についてお答えします。

本市では、長年、市民の皆さまのご協力の下、ごみの減量及び分別の推進に取り組んでおり、可燃ごみの収集については、平成17年度から順に各地区ごとで週1回収集を実施し、令和元年度には夏の緩和措置を行った一部の地域を除き、全ての地域で週1回収集を実施しています。緩和措置については令和3年度で終了し、令和4年度からは中高層マンションを除く市内全域での週1回収集に移行しています。

生活系可燃ごみの排出量は、平成18年度では総排出量が1万2,031t、一人当たりの排出日量が473gだったのが、週1回収集地区が特に増加した平成24年度では、総排出量が9,794t、一人当たりの排出日量が402gとなっています。令和3年度では総排出量が8,732t、一人当たりの排出日量が393gとなっており、15年間で一人当たりの排出量は約17%の削減効果が出ています。

市民の皆さまのご協力のおかげで一定の効

果が見られるものの、可燃ごみの中には減量化することが困難な紙おむつや、生ごみの臭気問題があることは本市としても認識しています。その解決策として、紙おむつが出る世帯に対して戸別収集を実施したり、生ごみ処理機購入補助金や生ごみ堆肥化容器等の無料配布を実施し、多くの市民の皆さまに生ごみの堆肥化に取り組んでいただいています。そのほかにも、環境美化センター、市役所内でも収集日以外にごみを持ち込める場所を設け、週1回収集に伴い、減少するごみを出す機会の確保に努めているところ です。

「夏の収集が週1回になった理由が全く理解できない」や「市民の健康や環境を何と思っているのか」などのご意見もありますが、一方で、生ごみ堆肥化容器等の無料配布や生ごみ処理機購入補助金の申請が令和4年度において増加傾向にあり、そのうち夏の緩和措置が終了した地区の方が多く占めるなど、住民意識の変化を感じるのも事実です。

週1回の収集に移行した中で、市民の皆さまの様々な取組や工夫によりごみの減量化も進んでいることから、現在、可燃ごみの週2回収集を復活することは考えていませんが、改善が必要なところについては今後も手だてを講じてまいりますので、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君、再質問ありますか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）先ほど紹介したアンケートの集計では、40代未満では50%、40代、50代では38.2%、60代以上では17.8%の方が、ごみの週2回収集を望んでいます。若い世代ほど週2回収集を望んでいるという結果が出ております。若い世帯を増やすためにも、週2回に戻すということを検討すべきではないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）ただ今のご質問にお答えします。

若い世代ですね、30代、40代、そういった世代の方が週2回にしてほしいとお声のほうが多いということなんですけれども、30代、40代といいますと子育て世代、子育て世帯の方も多くいらっしゃるかと考えております。その中で、やはり可燃ごみの中に紙おむつが多く出る世代というのも多いかと認識しております。紙おむつが出る世帯につきましては、先ほど答弁させていただいたところでもございますけれども、紙おむつの戸別収集というものを昨年度から始めております。申請のほうを頂ければご利用のほう、可能でございますので、こちらのほう、周知のほうをいろいろしてはおりますけれども、これからもさらにご利用していただきたいと考えておりますので、引き続き福祉部局等とも協力しながら、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）また、高齢化が進む中で、今まではごみの収集場所に運ぶこと、1回にするとどうしても重くなりますので、今まではごみの収集場所に運ぶことができたけど、重くて2回に戻してほしいという声もありました。やっぱり住民の皆さんの構成なんかも変わっていきます。週1回にこだわることはないんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）高齢化等によって、いわゆる腕力であるとか、そういった力のほうがなくなってきた、だんだんと重たいものを持ち運ぶのが難しくなってくる。それは私なんかもうそうなんですけれども、よく分かります。私、担当していたときに、そういった声もいろいろございました。聞かせていただきました。

そのときにお話しさせていただいたのがス

テーションの位置変更であるとか、そういったものを提案させていただいたことがございます。このことにつきましては、自治会あるいは区を通じて、あるいは直接、担当課、生活環境課のほうへお声を頂いても結構なんですけれども、ぜひご相談いただけたらと考えております。やはりステーションの位置変更、あるいは一つ増やすというような形になりますので、場所的な問題等もございます、物理的な関係で。そういったこともございますので、一度まずご相談いただいた上で、いろいろと方策については考えてまいりたいと考えております。

それから、ごみ袋一つが重くなるということなんですけれども、やはりこれ、可燃ごみというのは今、生ごみも水気を含んだごみ、そういったものも、それから紙のごみとか、そういったものもいろいろ入っておったりもするわけなんですけれども、可燃ごみの量を減らすという観点で、ぜひごみの分別ということにつきましてはいま一度ご検討いただきまして、ガイドブック等によって市のほうから分別方法、そういったものをご案内させていただいております。そうしたところで生ごみを、例えば先ほど答弁させていただいたように堆肥化するような形、あるいは生ごみの乾燥機、そういったものを使わせていただいて重量を減らしていただくであるとか、それから紙のほうを分別してさらに可燃ごみの重量を減らしていただく、そういったことをしていただければということも、窓口のほうでご案内させていただいております。

そういったいろいろな堆肥化であるとか生ごみ処理機の補助金等もございますので、生活環境課のほうへそういったごみのご相談というのは、これからもご気軽にいただければ、私どものほうも、できるだけいろいろな対策について対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番(阪本久代君) 実際には週1回で困っていない方であるとかもあると思うんです。でもやっぱり週2回にしてもらわないと困るんだという方も一方ではあると。そういう中で今は週1回にしたから、それに合わせてくださいって、2回にしてほしいという人には我慢してくださいというのが現状ではないかなというふうに思うんですけれども、ただ、2回にすれば全部解決するんじゃないかなと。市民の望みからいけばね、希望からいけば解決するのではないかなというふうにも思います。

分別はすごく大事なことで、それが資源化にもつながりますし、すごく大事なことなんですけれども、でも、分別してもどうしても、どこにも行かないごみって残るんですよ。だから、可燃ごみに出すしかないというのも残っていきますので、やっぱりあくまでも、今やっと全体が、ほぼ全体が1回になったところなんで、すぐには確かにまた戻すということは難しいかもしれませんが、やっぱりいろいろな状況を見ながら、絶対1回に固執するんだということなく、状況を見ていただきたいなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長(小林 弘君) 水道環境部長。

○水道環境部長(下楠朋之君) 今後いろいろな状況というのは、まず市全体の高齢化というのはどんどん進んでいく。これは市長も以前からずっと話をしておるところなんです。そういった社会情勢のいろんな変化というものには対応していかなければいけないとは考えてはありますが、それはしかし、今すぐということではなくて、そういった状況を、橋本市のいろんな状況がそうせざるを得ないような状況になってくるという場合であれば、また検討ですね、再検討の時期になるかもしれませんけれども、現時点におきましては週2回、平成17年から取り組んできたこの運動が、やっと一つの形となって出てきましたので、まずその成果を評

価していくと。今後、どういう形でこれが発展していけるのかとか、継続していけるのかとか、そういったことをまず考えて事業を進めてまいりたいと思っておりますので、週2回復活ということに関しましては私のほうからは、現状では無理ですというお答えをさせていただきます。

○議長(小林 弘君) 7番 阪本君。

○7番(阪本久代君) 現状では無理だけれども、いろいろと出てくる要望には積極的に応えていきたいということであったと思います。ただやっぱり、表に言葉として、助けてほしいとかということを表に表せない世帯とかもあると思うんです。そういうところにもきめ細やかな対応というか、そういうのを要望して、この項目は終わります。

○議長(小林 弘君) 次に、質問項目3、旧統一協会との関係に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長(土井加奈子君) 登壇〕

○総合政策部長(土井加奈子君) 旧統一協会との関係についてお答えします。

まず、一点目の橋本市は旧統一教会に対してどのように認識しているかについては、当該法人の取組の一部について社会的に問題視されていることを連日の報道等により認識しているところです。行政においては、政教分離の原則から、いかなる宗教についても中立性を保つという観点から、特定の宗教法人や団体などに対し意見を申し述べる立場ではありません。今後においても正確な情報を収集し、対応してまいります。

次に、二点目の橋本市が旧統一教会や関連団体の行事へ後援や協賛、メッセージを送る、市長や当局者があいさつに出向くといったことはなかったですかについてですが、市長の公務や市の業務において、おただしのような関わりはありません。

最後に、三点目の旧統一教会や関連団体に関する報道について、市民の不安に伝えるために、可能な限り調査し結果を公表してはどうかについては、先ほど答弁したとおり、行政や公教育は宗教的に中立である立場にあります。一方で、信教の自由は日本国憲法でも保障されているところであり、学校や地域の取組に参加される方々についても、それぞれに信仰や宗教活動をしていると考えます。

公表については、これまでに市と当該法人との関わりがないことから、公表の予定はありません。

新聞やマスコミ、またインターネット等により、連日のように報道されている中、市民の皆さまの不安に伝えることができるよう、これからも情報収集に努め、適正な判断をし、公務や業務を進めてまいります。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君、再質問ありますか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）統一協会の取組の一部については、社会的に問題視されていることは認識しているけれど、他の宗教団体と同じように対応するというご答弁だったと思います。

大阪府箕面市では、旧統一協会と関連する団体が17年前から小学校で化学実験の講座を開いていたことが分かり、学校や地域住民でつくる運営委員会が、この講座の取りやめを決定しています。そして箕面市は、旧統一協会との関連が疑われる団体に対する補助金の交付、後援名義の使用許可、ボランティア団体やNPO団体としての登録など、市行政への関与は認めないこととする。市教育委員会においても同様に、学校教育活動や学校が関わる地域行事、学校で行われる講座、その他の行事等には関与させないこととすると対応方針を決めて、ホームページで発表されています。ちょうど箕面市のホームページを見たら市長の部屋というのがあっ

て、そこに書いてあります。

このような対応が必要だと思っただけでも、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）私ども先ほど答弁させていただきましたとおり、市のほうでは可能な限り、関連する団体などについての調査はさせていただきました。その範囲で、答弁でも申しましたとおり関わりがなかったことから、そういう公表するなどの予定は全くございません。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）今のところ関連がないということで、それは公表しないということですけど、ただ、確かに箕面市では関連団体との関係があったということもありますけれども、旧統一協会との関連が疑われる団体に対する補助金の交付、後援名義の使用許可、ボランティア団体・NPO団体としての登録など、市行政の関与を認めないと、このことも要するに公表されているわけなんです。だから、関連があった、ないかわからず、こういう対応が必要じゃないかなというふうに思うんです。

もう一つ、2022年9月7日の毎日新聞の夕刊なんですけれども、ここに書いてある裁判の結果なんです。2001年6月の札幌地裁判決は、教団の勧誘方法に関し、統一協会であることを意図的に否定する積極的な欺罔行為は、伝道の方法としては許容しがたい不公正な方法と指摘。その上で、勧誘は財産の収奪と無償の労役提供という不当な目的で組織的・体系的に行われ、信仰の自由を侵害するおそれのある違法な行為があったと認定した。これは一般的に青春を返せ裁判と言われるもので、1987年3月に、元信者の方お一人が札幌地裁に提訴したものです。その判決が2001年6月にあったというものです。

また、教団側は相次ぐ民事裁判での敗訴や霊



感商法をめぐる信徒らの検挙を受けて、2009年にコンプライアンス宣言を出し、法令遵守を徹底してきたと主張しています。だが、20年の東京地裁判決が不安、恐怖心をあおるなど、自由な意思決定に制限を加えるような正常な判断が妨げられた勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違法とするなど、宣言後も裁判所が教団の対応を違法と認めた例もあり、全国靈感商法対策弁護士連絡会は違法な献金要求や勧誘行為はなくなっていないと指摘しています。統一協会がこういう団体である。関連団体も含めてこういう団体であるということが裁判でも確定している中で、やっぱりほかの宗教団体と一緒に同列視するというのは問題があるのではないかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）まず先ほどおたただきいただきました、あるなしにかかわらず公表というところなんですけれども、まず市では、イベントなど行事ごとが、案内が来た場合、例えばそれがどういう団体で、どういう目的を持ってするのかということは、参加する、しないを決めることや、それからメッセージや祝電送るなど、そういうことの判断をするために必ず聞き取りを行わなければ、その内容というのが分からないので、やはりそこで一定は判断させていただいております。なので、それをもってやはり関連団体というところのというか、イベントなどに参加する、またはメッセージを送るということなどについての判断が一定できると考えております。

それから、幾つかの裁判において当該宗教法人が判決を受けたということなんですけども、裁判というのはやはり一人ひとり、一つ一つの裁判において事例が異なっていると思います。それを一概に、それをもって全体の判断基準とするのはなかなか難しいかなと思います。

例えば先日なんですけれども、消費者庁のほうから、議員もよくご存じだと思うんですけども、例えば総務省であったり法務省、それから文部科学省、厚生労働省、それから内閣官房、警察庁など、合同で電話相談窓口というのを開設したので、それに対してきちんと消費生活センターはじめ市町村のほうでは対応するよという通知が、消費者庁のほうから県を通じて市のほうに参りました。行政というのは、やはりそういう通知などに基づいて行政を進めていかなければいけませんので、今後とも、やはりこういう県などからの指導もしくは国からの通知などに基づいて、冷静に判断をして業務を進めてまいりたいと思います。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）なぜ問題になっているかと言ったら、要するに全国靈感商法対策弁護士連絡会、ここが1987年から21年に、全国の消費者センターへの相談と合わせて、ここが言っていることなんですけど、3万4,537件の被害相談があり、被害総額は約1,237億円にのぼると。これだけのいろいろな被害があると。そういうところに、先ほど壇上でも言いましたけれども、要するにお墨つきを与えないために、自治体としても毅然とした態度を取らないといけないというふうに思うんです。そのときに、先ほどのお話だったらいろんな通達とか、そういうもので判断するということでしたけれども、それだけで防げたらいいけれども、きっちりとした市の考え方というか、そういうのを持つべきではないかなというふうに思うんですけども、どうですか。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）阪本議員の質問にお答えをします。

阪本議員の言われていることはもっともだと思います。ただ、当市においては統一教会と

の接点は全くありませんし、私も自民党公認で出たのは7回選挙したうち1回だけなので、あとは全て無所属。ですからそういうことを考えても、あまりそういうことは、統一教会が擦り寄ってくるというようなことはないのかなどは思いますし、イベントの参加とか祝電とか、全て私がチェックした上で、これは誰に行ってもらおうとか、私が行ったりするとか、そういうのを十分にチェックをしていますし、いろいろ私も調べてみましたが、市内にそういう団体はないと思います。統一教会員として活躍している人はいるかもわかりませんが、例えばその人がPTAの役員やってくれたから、それは駄目やというふうなことにはならないと思いますし、信仰の自由がある以上、それは自由ですから、あなた抜けてねって、そういう話は憲法上もできないと思います。

ですから、市として別にそういうことをはっきり出さなくても、そういう関連団体の情報があれば必ず排除しますので、その中でしっかりと対応をしていけたらなというふうに思います。

報道特集で、橋本市議会の意見書がテレビに出ていましたけど、あれも統一教会やったということで取り上げてもらえましたが、問題は中身がどうかということだとも思います。あれは家庭支援の関係やったと思いますけども、それも間違っただけとは言っているわけでもないということもあろうかと思いますが、ただ、本当に行政としては、そういう団体、統一協会だけではなくて、たしか麻原彰晃さんのオウム真理教のような、あこもカルト集団でしたんで、そういうところの全ての集団に対して、統一協会だけではなくてそういう関連のところについてもきちっと排除をしていくということをして市としては進めてまいりたいと思いますので、今以上により厳しくチェックをしながら進めていけたらなというふうに思っています。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）お配りしました資料は、靈感商法対策弁護士連絡会が作成した統一協会の関連団体リストです。これは全国靈感商法対策弁護士連絡会のホームページで公表されているものです。ここにたくさんありますけれども、このように名前をみただけでは分からないような団体がたくさんありますので、可能な限り、こんな言い方はおかしいけど引っかけられないようにといたしますか、ということをお願いしたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、3時50分まで休憩をいたします。

（午後3時35分 休憩）

---